

令和7年度文化芸術活動活性化補助金 募 集 要 項

○募集期間 令和6年12月2日（月）から令和7年2月3日（月）まで

○補助限度額 20万円（補助対象経費の2分の1以内）

○対象事業 令和7年度に市内で実施される文化芸術事業

※本事業による助成は、市議会における令和7年度予算案の議決を経て、

令和7年4月から実施することになります。

鹿児島市

1 趣旨

本事業は、文化芸術団体等による自主的な活動を活性化し、本市の文化芸術の振興を図るため、団体等が行う文化芸術事業に対し、助成するものです。

2 補助対象となる事業

市内で実施される次の事業が対象となります。

- (1) 市民が身近な場所で文化芸術に触れ親しむことのできる事業
- (2) 異なるジャンルの文化芸術の融合など多様な文化芸術を創造する事業
- (3) 次代の文化芸術の担い手を育成する事業
- (4) 地域固有の文化財の保存・活用・継承を図る事業
- (5) 文化芸術を生かしたまちづくりの推進に資する事業
- (6) その他市長が文化芸術の振興を図るため適当と認める事業

(参考：事業例)

- ・従来の公演や展覧会などの文化芸術事業の内容を拡充して開催する。
- ・アーティスト等のグループで実行委員会を設立して文化芸術事業に取り組む。
- ・市民参加型の文化芸術のワークショップを行う。
- ・文化芸術に関する講座や講演会を開催する。
- ・文化芸術を生かした様々な分野での取組（観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業、環境、医療等）

など

(留意事項)

次のいずれかに該当する場合は、補助の対象となりません。

- ・当該事業の主たる効果が市外で生じるもの
- ・国及び地方公共団体、その他団体[※]が実施する公的な補助、助成又は委託を受けているもの
- ・営利、チャリティを主たる目的とするもの
- ・宗教活動や政治活動を目的とするもの
- ・特定の公職者（候補者を含む）や政党を推薦・支持・反対することを目的とするもの
- ・学校、PTA 行事、学術的な会合、来場者が会員などに限定される展示会や発表会、会員誌の発行など
- ・その他公序良俗に反するなど、補助対象として適当でないと認められるもの

※その他団体とは、国及び地方公共団体の外郭団体などを指します。

本事業以外の補助や助成を検討されている団体は、申請時にご相談ください。

3 応募できる団体

市内に主たる事務所又は活動拠点を有する文化芸術団体等

(例) 文化芸術団体、実行委員会、NPO 法人、企業等

ただし、次の要件を満たす必要があります。

- (1) 規約や会則等を有し、責任者が明確で、団体の独立した経理を行っていること。
- (2) 補助事業の実施・運営から実績報告まで責任を持って履行できること。
- (3) 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む）の統制の下にある団体でないこと。
- (4) 市税が課税されている場合は、納期の到来している市税を完納していること。
- (5) NPO 法人にあっては、特定非営利活動促進法第29条に定める事業報告書等を所管庁に提出していること。

4 回数制限

本補助金を広く活用いただくため、交付回数は、同一の団体について通算して3回までとします。

- ※1 交付回数が通算して3回となった場合は、その翌年度から3年経過後に、さらに3回まで受給できます。
- ※2 過去に採択を受けた団体が構成員となっている実行委員会等については、構成員の半数以上が採択を受けた団体の場合、同一の団体とみなします。

5 補助額

次のうち、いずれか少ない方が補助額になります。（ただし 1,000 円未満の端数は切り捨てです。）

- (1) 補助額（補助限度額 20 万円）＝補助対象経費×補助率（2分の1）
- (2) 補助額（補助限度額 20 万円）＝補助対象経費－収入額

※補助額は申請額より減額となる場合があります。

（補助対象経費や収入額の増減がある場合など）

6 補助対象となる経費

補助対象経費は、事業実施に必要となる経費のうち、下表に示してある経費となります。なお、補助金の交付決定後の経費が対象となりますので、ご注意ください（交付決定前に発注、購入、契約等を実施したものは補助対象外）。
※交付決定前に会場予約が必要な場合は、事前にご相談ください。

補助対象経費	経費の主な種類
1 賃金・人件費	補助事業に直接従事する者（団体の構成員を除く）の従事時間に応じた賃金・人件費（原則として補助事業当日に限る）
2 報償費	団体の構成員以外の出演者・講師・専門家等への謝礼
3 旅費	補助事業に要する交通費及び講師等の旅費（いずれも、原則として補助事業当日に限る）
4 需用費	文具等の消耗品費、燃料代、パンフレット・チラシ等の印刷製本費等
5 役務費	切手等の通信運搬費、手数料、保険料等
6 委託料	会場設営の委託料、警備の委託料等
7 使用料・賃借料	会場の使用料、車両・器具等の賃借料等
8 原材料費	会場設営の材料となる材木等の購入費
9 その他の経費	その他市長が認める経費

※ 次に掲げるものは、補助の対象となりません。

- (1) 団体の事務所等を維持するための経費（事務所の賃貸料や光熱水費など）
- (2) 団体の構成員の資質を向上する目的に係る経費（研修会への参加費など）
- (3) 団体の構成員による飲食費（会合等を含む）
- (4) 団体の財産形成に繋がるもの（備品類の購入費、施設の工事代など）
- (5) イベントの商品・景品に係る経費
- (6) ガソリン代（講師や出演団体等が移動する際のガソリン代など補助対象事業に使用した部分のみを特定することが難しい場合）

※出演者・講師等への依頼を予定している場合は、出演者・講師等のプロフィールを添付してください。

7 補助対象となる期間

補助金交付決定日から令和8年3月（期間内に実績報告まで完了すること）までの期間です。

8 募集期間

募集期間：令和6年12月2日（月）から令和7年2月3日（月）まで
（持参される場合は閉庁日を除く。）

※受付時間：午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までの時間を除く。）

9 応募の方法

(1) 応募書類を、下記の応募先まで持参、または郵送（必着）で提出してください。

（応募先）

〒892-8677

鹿児島市山下町11-1

鹿児島市役所みなと大通り別館 1階

鹿児島市 文化振興課 令和7年度文化芸術活動活性化補助金担当 宛

(2) 応募書類

- | | |
|------------|--------|
| ① 公募申込書 | （様式第1） |
| ② 団体に関する調書 | （様式第2） |
| ③ 事業計画書 | （様式第3） |
| ④ 事業収支予算書 | （様式第4） |
| ⑤ その他 | |
- ・団体の規約・会則等 （A4版）
（団体の目的、名称、所在地、会員、活動内容、設立日等を定めたもの）
 - ・団体の会員名簿 （A4版）
 - ・団体の活動内容がわかるもの（会報、新聞切り抜き等）※ 任意
 - ・暴力団排除に関する誓約・同意書（参考様式）
 - ・市税納付状況調査同意書（参考様式）又は「市税に滞納がないことの証明書」（令和6年10月1日以降の本市発行証明）
 - ・その他必要と認める書類（出演者等のプロフィール、事業企画書など）

※ 応募書類①から④の様式及び参考様式は、市のホームページからダウンロードできます。 (<http://www.city.kagoshima.lg.jp>)

〔 右上メニュー「文化・スポーツ」⇒「文化振興・文化財」⇒「募集・案内」
をクリックしてください。 〕

※ 提出していただいた書類は、お返しできませんので、ご了承ください。

10 審査・審査の基準・選定

提出された応募書類を基に、「審査会」で審査の基準等に基づき選考し、最終的に市が選定します（審査会は文化芸術に精通する者、市職員などで構成）。

【審査の基準】

審査会では、次の観点から審査を行います。

- 公益性** 事業の効果が特定の者に限定されておらず、市民が文化芸術活動に参加可能か。
- 発展性** 事業を通して、団体の今後の発展や人材育成に資することが期待されるか。
- 新規性** 既存の手法にとらわれず、団体の特性・専門性を生かした新規事業であるか、又は、既存事業を発展的に向上・拡充させるものか。
- 創造性** 異分野の文化芸術の協働など新たな文化芸術を創造し、参加者・鑑賞者の掘り起こしが期待できるものか。
- 具体性** 事業のコンセプトが明確で、その実現に向けて具体的な事業内容となっているか。
- 実現可能性** 事業スケジュールや実施体制、予算が具体的で実現可能か。
- 地域特性** 本市の歴史、文化など地域の特性を生かしたものであるか。
- 他分野との連携** 地域や社会の課題解決に向けて、観光やまちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の分野と連携し、文化芸術を生かした事業であるか。

11 選定の結果

審査結果は、応募した全ての団体に通知します。

※1 不採択となった場合は、補助金は交付されませんのでご了承ください。

※2 採択となった場合は、審査結果の通知とあわせて申請様式や記入例など関係書類を送付しますので、補助金申請を行ってください。

12 補助金等交付申請書の提出

採択団体は、令和7年4月以降、応募した事業計画等に基づき補助金等交付申請書を提出し、交付決定を受けた後、着手してください。

※補助申請時の事業計画等が、採択された事業計画等から大幅に変更がある場合は、補助事業に該当しなくなる場合がありますのでご注意ください。

13 補助事業完了後の報告

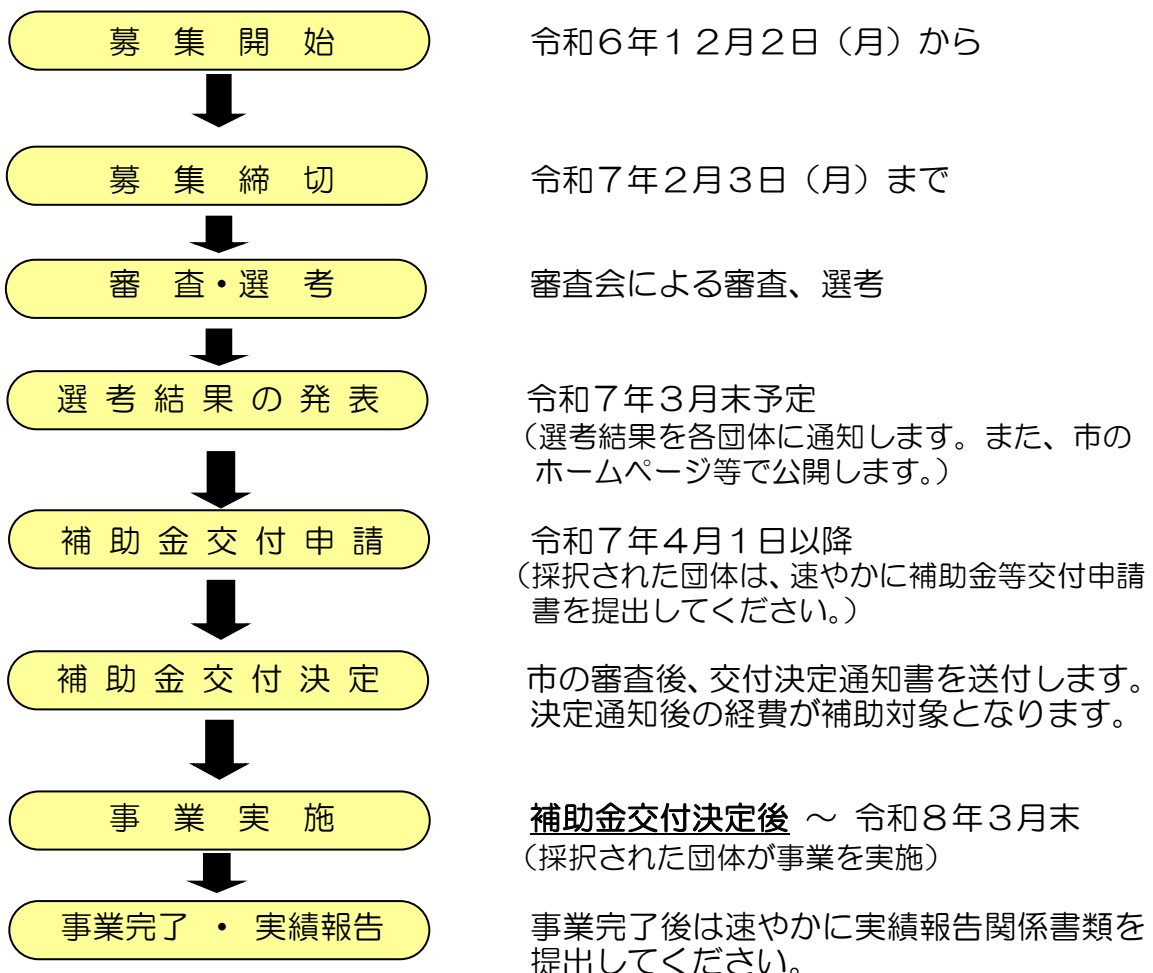
補助事業の完了後、次の書類を提出し、実績等を報告していただきます。

- ① 実績報告書（規則第14条関係様式第4）、② 事業実績書（様式第6）、
- ③ 事業収支決算書（様式第7）、④ 収入・支出を証明する領収書等、
- ⑤ 補助事業に関する資料（パンフレット、チラシ、写真、新聞記事など）

14 補助事業内容の情報公開

採択された事業については、団体名、事業名等を市のホームページ等で公開します。

15 補助のスケジュール



※本事業による助成は、市議会における令和7年度予算案の議決を経て、令和7年4月から実施することになります。

※事前相談は実施しません。応募に関する問い合わせは、随時、受け付けます。

16 お問い合わせ先

〒892-8677 鹿児島市山下町1-1-1 鹿児島市役所みなと大通り別館 1階
鹿児島市 市民局 市民文化部 文化振興課

Tel 099-216-1501 Fax 099-216-1128

Eメール bunkashinko@city.kagoshima.lg.jp

市ホームページ <http://www.city.kagoshima.lg.jp/>